

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年4月14日
【発行者名】	日本生命第6回劣後ローン流動化株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役 関口 陽平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内
【事務連絡者氏名】	大和証券株式会社 森 委也
【電話番号】	03-5555-3985
【届出の対象とした募集内国 資産流動化証券の名称】	日本生命第6回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還 条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）
【届出の対象とした募集内国 資産流動化証券の金額】	500億円（予定） （注）上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2021年4月27日頃に決定される予定です。
【縦覧に供する場所】	日本生命第6回劣後ローン流動化株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年4月9日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、本社債の利率等の仮条件を決定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 社債

7 利率

第二部 管理資産情報

第1 管理資産の状況

2 管理資産を構成する資産の概要

(3) 管理資産を構成する資産の内容

3【訂正箇所】

訂正箇所は___で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【社債】

7【利率】

<訂正前>

- (a) 払込期日の翌日（当日を含みます。）から2031年5月11日（当日を含みます。）までは、年（未定）%（注）とします。
- (b) 2031年5月11日の翌日（当日を含みます。）以降は、各利率改定日に改定され、各改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に年（未定）%（注）を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回らないものとします。
- (c) 発行会社は、本社債管理者に上記(b)及び前記2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「5年国債金利」に定める利率確認事務を委託し、本社債管理者は各利率決定日に当該利率を確認します。
- (d) 発行会社及び本社債管理者は、各改定後利率適用期間の開始日から5銀行営業日以内（改定後利率適用期間の開始日を含みます。）に、上記(b)及び前記2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「5年国債金利」の記載により決定された本社債の利率を、各本店において、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

(注) 上記各利率は、2021年4月14日頃に仮条件の提示を行い、需要状況を把握した上で、2021年4月27日頃に決定される予定です。なお、(a)の利率に係る仮条件の提示方法は、(i)(a)の利率を仮条件提示時において市場の慣行として10年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り（年2回複利ベース）に一定の加算率を加えた値とした上で、かかる加算率の幅を仮条件として提示する方法、又は、(ii)(a)の利率の幅を仮条件として提示する方法のいずれかによるものとします。

(i)の方法による場合(b)における加算率は(a)における加算率に1.00%を加えた値とし、(ii)の方法による場合(b)における加算率は決定された(a)の利率から当該利率決定時において市場の慣行として10年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り（年2回複利ベース）を控除した値に1.00%を加えた値とします。

<訂正後>

- (a) 払込期日の翌日（当日を含みます。）から2031年5月11日（当日を含みます。）までは、年（未定）%（0.97%～1.05%を仮条件とします。）（注）とします。
- (b) 2031年5月11日の翌日（当日を含みます。）以降は、各利率改定日に改定され、各改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に年（未定）%（注）を加えた値とします（加算率については、1.570%～2.250%を仮条件とします。）。但し、当該利率は0%を下回らないものとします。
- (c) 発行会社は、本社債管理者に上記(b)及び前記2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「5年国債金利」に定める利率確認事務を委託し、本社債管理者は各利率決定日に当該利率を確認します。
- (d) 発行会社及び本社債管理者は、各改定後利率適用期間の開始日から5銀行営業日以内（改定後利率適用期間の開始日を含みます。）に、上記(b)及び前記2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「5年国債金利」の記載により決定された本社債の利率を、各本店において、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

（注）上記各利率は、上記仮条件により需要状況を把握した上で、2021年4月27日頃に決定される予定です。なお、(b)における加算率は決定された(a)の利率から当該利率決定時において市場の慣行として10年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り（年2回複利ベース）を控除した値に1.00%を加えた値とします。

第二部【管理資産情報】

第1【管理資産の状況】

2【管理資産を構成する資産の概要】

（3）【管理資産を構成する資産の内容】

<訂正前>

本劣後ローン債権の概要

<中略>

（f）利率

- ① 当初期間は、年（未定）%（注）とします。
- ② 2031年5月11日の翌日（当日を含みます。）以降は、各利率改定日に改定され、各改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に年（未定）%（注）を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回らないものとします。
- ③ 本劣後ローン貸付人は各利率決定日に上記②及び前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「5年国債金利」に記載する利率を確認し、当該利率決定日から7銀行営業日以内に当該利率を日本生命に書面で通知します。

（注）上記各利率は、2021年4月14日頃に行われる本社債の仮条件の提示と同時に同率の提示を行い、2021年4月27日頃に行われる本社債の利率の条件決定と同時に同率で決定されることが予定されています。なお、2021年4月14日頃に行われる、①の利率に係る提示方法は、i ①の利率を仮条件提示時において市場の慣行として10年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り（年2回複利ベース）に一定の加算率を加えた値とした上で、かかる加算率の幅を提示する方法、又は、ii ①の利率の幅を提示する方法のいずれかによるものとします。

iの方法による場合②における加算率は①における加算率に1.00%を加えた値とし、iiの方法による場合②における加算率は決定された①の利率から当該利率決定時において市場の慣行として10年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り（年2回複利ベース）を控除した値に1.00%を加えた値とします。

<後略>

<訂正後>

本劣後ローン債権の概要

<中略>

(f) 利率

- ① 当初期間は、年（未定）% （0.97%～1.05%とします。）（注）とします。
- ② 2031年5月11日の翌日（当日を含みます。）以降は、各利率改定日に改定され、各改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に年（未定）%（注）を加えた値とします （加算率については、1.570%～2.250%とします。）。但し、当該利率は0%を下回らないものとします。
- ③ 本劣後ローン貸付人は各利率決定日に上記②及び前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「5年国債金利」に記載する利率を確認し、当該利率決定日から7銀行営業日以内に当該利率を日本生命に書面で通知します。

（注）上記各利率は、2021年4月27日頃に行われる本社債の利率の条件決定と同時に同率で決定されることが予定されています。なお、②における加算率は決定された①の利率から当該利率決定時において市場の慣行として10年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り（年2回複利ベース）を控除した値に1.00%を加えた値とします。

<後略>